

平成21年6月30日

広島市議会議長  
藤田博之様

提出者  
広島市議会議員

木 山 徳 和	熊 本 憲 三
太 田 憲 二	星 谷 鉄 正
沖 宗 正 明	中 原 洋 美
今 田 良 治	桑 田 恭 子

義務教育費国庫負担制度の見直しに関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

あて

広島市議会議長名

義務教育費国庫負担制度の見直しに関する意見書案

「義務教育費国庫負担制度」は、教育の機会均等とその水準の維持向上に大きな役割を果たしており、我が国の義務教育制度の根幹をなすものとして定着しています。

ところが平成18年度から、国の負担率が3分の1に減額されました。今後、地方への税源移譲が不十分なまま一般財源化されれば、地方自治体では十分な財源確保ができず、義務教育の質の低下が懸念されます。

また、義務教育制度における学級編制及び教職員定数に係る権限等、道府県の諸権限の政令指定都市への移譲については、平成20年6月20日に決定された地方分権改革推進要綱（第1次）において、地方分権改革推進計画の策定までに結論を得ることとされており、地域に根ざした教育を進めるため、中央教育審議会の答申も踏まえ、包括的な権限移譲を行うことが必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政に当たることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度における国の負担率を一律2分の1に戻すことを含め制度を堅持すること。
- 2 学校事務職員・栄養職員・中学校教職員について、義務教育費国庫負担制度の対象から除外しないこと。
- 3 政令指定都市における県費負担教職員制度の見直しは、学級編制などの包括的な権限移譲と税源移譲を同時に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。